

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	地方税等徴収事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

板倉町は、地方税等徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

群馬県板倉町長 栗原 実

公表日

平成27年6月25日

関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
事務の名称	地方税等徴収事務
事務の概要	地方税法その他の地方税に関する法律およびこれらの法律に基づく条例による地方税等の徴収に関する事務 ・ 収納、還付、充当等を行う収納管理業務 ・ 滞納者情報による督促等の送付や滞納処分等の滞納整理を行う滞納管理業務 納税者が納付したことについて、納付済通知書等により確認する。 納付額が課税額より多い場合は、還付もしくは充当の手続きをする。 納税者からの納付がない場合は、督促状を送付する。 督促した納税者から納付のない場合は、催告や滞納処分等により滞納整理を行う。
システムの名称	1. 収納管理システム 2. 滞納管理システム 3. 団体内統合宛名システム 4. 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1) 収納マスタファイル (2) 分納制約情報ファイル (3) 処分マスターファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・ 番号法第9条第1項 別表第1の8、16、30、59、68の項 ・ 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
実施の有無	[実施する] < 選択肢 > 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
法令上の根拠	・ 番号法第19条第7項 別表第2の15、27、28、29、42、80、94の項 ・ 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第12条、第20条、第43条、第47条
5. 評価実施機関における担当部署	
部署	戸籍税務課
所属長	戸籍税務課長 丸山 英幸
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号374-0192 邑楽郡板倉町大字板倉2067 受付窓口：板倉町役場 戸籍税務課 収税係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号374-0192 邑楽郡板倉町大字板倉2067 受付窓口：板倉町役場 戸籍税務課 収税係

しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	< 選択肢 > 1) 1,000人未満 (任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	< 選択肢 > 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	< 選択肢 > 1) 発生あり 2) 発生なし

しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる